

## 青森市民ガイドブック発行事業公募型プロポーザル応募要領

### 1 事業概要

#### (1) 事業名

青森市民ガイドブック発行事業

#### (2) 事業目的

各種行政サービスの利用手続や公共施設案内などの行政情報をはじめ、青森市の観光や歴史などの地域情報等を盛り込んだ地域行政情報誌「青森市民ガイドブック」（以下「ガイドブック」という。）を発行することにより、市民生活の利便性の向上を図り、もって市民サービスの向上を目指す。

#### (3) 事業内容

青森市民ガイドブックの発行に関する要綱（平成 23 年 5 月 12 日実施）に基づくガイドブックの発行及び青森市民への配布（冊子の仕様等については、後掲「2 ガイドブックの仕様等」のとおり）

#### (4) 事業期間

協定締結の日から、次期ガイドブックを発行するまでの間とする。

#### (5) 発行等に要する費用

原稿編集、印刷製本、ポスティング（毎戸配布）など、ガイドブック発行等に要する一切の経費は、事業者が集める広告及びその他の収入により賄うものとし、市は一切の費用を負担しないものとする。

#### (6) 協定の締結方法

公募型プロポーザル方式により共同発行事業候補者を選定し、具体的な事業内容の協議等を経て、協定を締結するものとする。なお、共同発行事業候補者との協議において、両者が合意に至らなかった場合には、次点者との協議を行うものとする。

### 2 ガイドブックの仕様等

#### (1) 冊子の仕様等

①発行予定部数 134,300 部（広告掲載者への提供部数を含む。）

②刷り色 4 色刷

③用紙 表紙：コート紙又はカード紙 本文：上質紙又は再生紙  
成果品が見やすくなるよう、現行冊子と同程度以上の用紙とすること。

④規格 A4 版

⑤発行ページ数 表紙・裏表紙：4 ページ 本文：150～170 ページ程度（予定）

⑥製本 無線綴じ

#### ⑦内容構成

構成区分	内容	原稿作成者	割合
行政情報	各種行政サービスの利用手続や公共施設案内等の情報	青森市	概ね 70%程度
地域情報	青森市の観光、歴史、地図等の情報	青森市 事業者	
広告	市内企業等から募った広告	事業者	概ね 30%程度

(2) 発行及び配布の時期

令和7年8月

(3) 編集等

①企画、編集、印刷及び製本に係る一切の業務は、事業者が行うものとし、その際、市と十分協議し、承認を得るものとする。

②市は、電子データ又は手書き原稿で行政情報等の提供を行うものとする。

③ガイドブックの納品時には、全ページ分(表紙及び裏表紙その他無ページのものも含む。ただし、広告は除く。)をPDF形式に変換した電子ファイルを添付するものとする。

④市が提供する行政情報等に関する著作権は市に帰属するものとし、事業者が作成する情報及び広告は事業者に帰属するものとする。

(4) 広告

①広告主の募集・広告制作は事業者が行うものとし、その収入は事業者に帰属するものとする。なお、市は、広告主に対して広告の掲載を直接呼び掛けるなどの行為はしない。

②ガイドブックへ掲載する広告については、青森市民ガイドブックの発行に関する要綱及び青森市広告取扱要綱(平成17年6月28日実施)に基づき取り扱うものとする。

(5) 配布

①事業者は、発行したガイドブックを無償で市内全世帯に毎戸配布するものとする。

②配布時間は、原則午前8時から午後6時の間とし、配布の際は、風雨にさらされないよう郵便ポスト等に投函し、品質の保持に努めるものとする。

③事業者は、未配布の世帯から配布の要請があったときは、適宜配布を行うものとする。

④事業者は、全世帯配布後の残部は、市の指定する場所に納入するものとする。

⑤事業者は、配布業務完了後、速やかに字別に配布部数及び配布完了日を記載した業務完了報告書を作成し、市に提出するものとする。

⑥ 配布に関する苦情等については、事業者が責任をもって対処するものとする。

### 3 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

(1) 法人その他の団体であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 参加表明の日において、会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

(4) 参加表明書の提出期限から共同発行业務確定の日までの期間、青森市競争入札参加資格業者指名停止要領(平成17年4月1日実施)の規定による停止措置を受けていない者であること。

(5) 手形交換所による取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者であること。

(6) 市税(営業所が青森市内にある場合)並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(7) 青森市暴力団排除条例(平成23年青森市条例第33号)第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。

- (8) 共同事業体にあつては、一の代表構成員と一以上の構成員により構成されるものとし、以下の全ての条件を満たしていること。
- ①全ての構成員が、上記(1)から(7)までに掲げる条件を満たしていること。
  - ②構成員が本業務における他の共同事業体の構成員として、又は単独に本プロポーザルに参加していないこと。
  - ③構成員が代表構成員に青森市及び監督官庁等と折衝する行為等を委任していること。
  - ④本プロポーザルの参加表明書の提出時より前に共同事業体を成立させていること。
  - ⑤業務完了時まで代表構成員の変更がないこと。
  - ⑥本プロポーザルの参加表明書の提出時から協定締結時までには構成員の変更がないこと。

#### 4 資料等の配付

青森市ホームページからのダウンロードによる。

#### 5 スケジュール

- (1) 応募要領等の公表  
令和6年9月18日(水)
- (2) 質問書の提出期限  
令和6年9月25日(水) 午後5時まで
- (3) 質問への回答  
令和6年9月27日(金) 午後5時まで
- (4) 参加表明書の提出期限  
令和6年10月4日(金) 午後5時まで
- (5) 応募書類の提出期限  
令和6年10月11日(金) 午後5時まで
- (6) 共同発行事業候補者の選定  
令和6年10月中旬 予定
- (7) 協定の締結  
令和6年10月下旬 予定

※市の都合により変更する場合がある。

#### 6 質問の受付と回答

本プロポーザルに係る質問は、次のとおり受け付ける。ただし、電話及び口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

- (1) 提出書類  
質問書(様式1)
- (2) 質問書の提出期限  
令和6年9月25日(水) 午後5時まで
- (3) 提出方法  
質問は、原則、電子メールによること。ただし、直接持参、郵送(送付記録が残る方法で郵送すること。)、FAXでも構わない。

(4) 提出先

E-mail : koho-kocho@city.aomori.aomori.jp

〒030-8555 青森市中央一丁目 22 番 5 号 青森市役所 2 階 広報広聴課

F A X : 017-734-5103

(5) 回答方法

①質問に対する回答は令和 6 年 9 月 27 日（金）午後 5 時までに、青森市ホームページに掲載する。

②ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答を電子メールにて送信する。また、質問内容によっては回答しないこともある。

(6) その他

質問への回答の内容は、本要領に係る追加又は修正とみなすものとする。

7 プロポーザルへの参加

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加表明を行うこと。

(1) 提出書類

①参加表明書（様式 2） 1 部

②青森市民ガイドブック発行事業に係る  
公募型プロポーザル共同事業体結成届（様式 2-1） 1 部  
※共同事業体の場合のみ

③会社の概要が分かるパンフレット等 1 部

④法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書（発行日から 3 か月以内のもの） 1 部

⑤営業所が青森市内にある場合は、青森市税に未納の税額がないことの証明書（発行日から 3 か月以内のもの） 1 部

(2) 提出期限

令和 6 年 10 月 4 日（金）午後 5 時まで

※ただし、受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

(3) 提出先

〒030-8555 青森市中央一丁目 22 番 5 号 青森市役所 2 階 広報広聴課

(4) 提出方法

上記（3）へ直接持参又は郵送（送付記録が残る方法で郵送すること。）

(5) その他（共同提案）

本プロポーザルへの参加に当たっては共同事業体を結成して共同提案をすることができる。共同提案する場合は、代表構成員が公募型プロポーザル共同事業体結成届（様式 2-1）を作成し、提出すること。

また、パンフレット等は全ての構成員の分を提出すること。

8 応募方法

本プロポーザルへの参加表明者は、次のとおり応募書類を提出すること（応募書類を提出した者を以下「応募者」という。）。なお、提出に要する費用等は全て応募者の負担とし、提出された書類は返却しないものとする。

ただし、応募を辞退する場合には、応募辞退届（様式 3）を令和 6 年 10 月 11 日（金）午後 5 時まで直接持参又は郵送（送付記録が残る方法で郵送すること。）すること。

(1) 提出書類・部数

副本を提出する場合は、応募者が推測されないよう、法人又は共同事業体の名称を明記しないこと。

①青森市民ガイドブック発行业事申込書（様式 4） 1 部

②青森市民ガイドブック企画提案書（任意様式） 正本 1 部 副本 6 部

※企画提案書の作成に関する留意点は、後掲「9 企画提案書作成に関する留意点」を参照すること。

③青森市民ガイドブック発行业事に係る  
公募型プロポーザル誓約書（様式 5） 1 部

(2) 応募書類の提出期限

令和 6 年 10 月 11 日（金）午後 5 時まで

※ただし、受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

(3) 提出先

〒030-8555 青森市中央一丁目 22 番 5 号 青森市役所 2 階 広報広聴課

(4) 提出方法

上記（3）へ直接持参又は郵送（送付記録が残る方法で郵送すること。）

(5) その他

①応募者は、応募書類の提出をもって、本要領の記載内容を承諾したものとみなす。

②応募書類提出後の差し替え・修正は認めない。

③虚偽の内容が記載されているものは失格とする。

④市は、応募書類を共同発行业事候補者選定のためにのみ使用する。

⑤参加した応募者からのプレゼンテーションは実施しない。

9 企画提案書作成に関する留意点

(1) 企画提案書のサイズは A4 判横書きで左又は上綴じとする。ただし、図表等については必要に応じて A3 判折込みも可とする。

(2) 企画提案書は、前掲「2 ガイドブックの仕様等」を踏まえ、ガイドブック発行に関し必要な事項等を提案すること。なお、企画提案書には以下の事項を必ず明記すること。また、応募者独自の取組があれば、自由に提案すること。

①発行ページ数（総ページ数、行政情報・地域情報等ページ数（広告を除くページ換算も記載すること。））

②製本仕様（用紙・刷り色・組版等）

③レイアウト、行政情報・地域情報等の案（冊子見本など）

④類似業務の実績（過去 3 か年程度）又は確実に業務遂行できることを示す資料

⑤広告募集方針（体制等）

⑥毎戸配布の管理体制（毎戸配布の手法・体制・期間等、ガイドブックの保管体制・納品等）

⑦発行までのスケジュール

⑧発行等に係る収支見込（予算書）及び予定広告単価

## 10 共同発行业務候補者の選定等

### (1) 選定方法

共同発行业務候補者の選定に当たっては、企画提案書等について、青森市民ガイドブック発行业務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）委員が「(2) 評価基準」に基づく評価を行い、審査委員会の審議を経て、合計点が高い者を共同発行业務候補者として選定する。なお、必要に応じて応募者からヒアリングを実施する。

### (2) 評価基準

次の3つの観点から総合的に評価（100点満点）する。評価基準の項目及び配点は、次のとおりとする。

- ①企画提案内容（行政情報・地域情報等の内容、その他企画内容等） 70点
- ②業務実施の適格性（業務遂行能力、広告募集方針・毎戸配布の管理体制等） 15点
- ③その他発行に関する項目（発行までのスケジュール、経費積算等） 15点

### (3) 選定結果の通知

選定結果は、応募者に対して書面で通知する。

### (4) 共同発行业務候補者との協議

市は選定結果の通知後、速やかに共同発行业務候補者と前掲「1 事業概要」(6)に基づく協議を行う。

## 11 問合せ先

〒030-8555 青森市中央一丁目22番5号 青森市役所2階 広報広聴課

電話：017-734-5106（直通）

FAX：017-734-5103

E-mail：koho-kocho@city.aomori.aomori.jp

※ただし、問合せは土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。